第二条第一項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　第二条（第二項を除く。）の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第七条　認定経営革新等支援機関は、法第二十五条の規定による届出をするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

主務大臣　殿

［略］

中小企業等経営強化法第32条第１項（第34条第１項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　中小企業等経営強化法第33条各号（第34条第２項において準用する同法第33条各号）に該当しないことを証する書類

誓約書

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

第二条第一項第二号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　第二条（第二項を除く。）の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第二十六条第二項において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（廃止の届出）

第七条　認定経営革新等支援機関は、法第二十九条の規定による届出をするときは、様式第三による届出書を経済産業大臣又は内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

主務大臣　名　　殿

［略］

中小企業等経営強化法第26条第１項（第28条第１項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　中小企業等経営強化法第27条各号（第28条第２項において準用する同法第27条各号）に該当しないことを証する書類

誓約書

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

主務大臣　殿

［略］

当社（私）は、中小企業等経営強化法第33条第１号から第８号まで（第34条第２項において準用する同法第33条第１号から第８号まで）のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

［略］

様式第２（第３条関係）

［略］

主務大臣　殿

［略］

中小企業等経営強化法第32条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

［略］

様式第３（第７条関係）

［略］

主務大臣　殿

［略］

認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第35条の規定により、下記のとおり届け出ます。

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係）

［略］

主務大臣　名　　殿

［略］

当社（私）は、中小企業等経営強化法第27条第１号から第８号まで（第28条第２項において準用する同法第27条第１号から第８号まで）のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

［略］

様式第２（第３条関係）

［略］

主務大臣名　殿

［略］

中小企業等経営強化法第26条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

［略］

様式第３（第７条関係）

［略］

主務大臣　名　　殿

［略］

認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第29条の規定により、下記のとおり届け出ます。

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にある旧の命令による改正前の様式は、新の命令による改正後の様式とみなす。